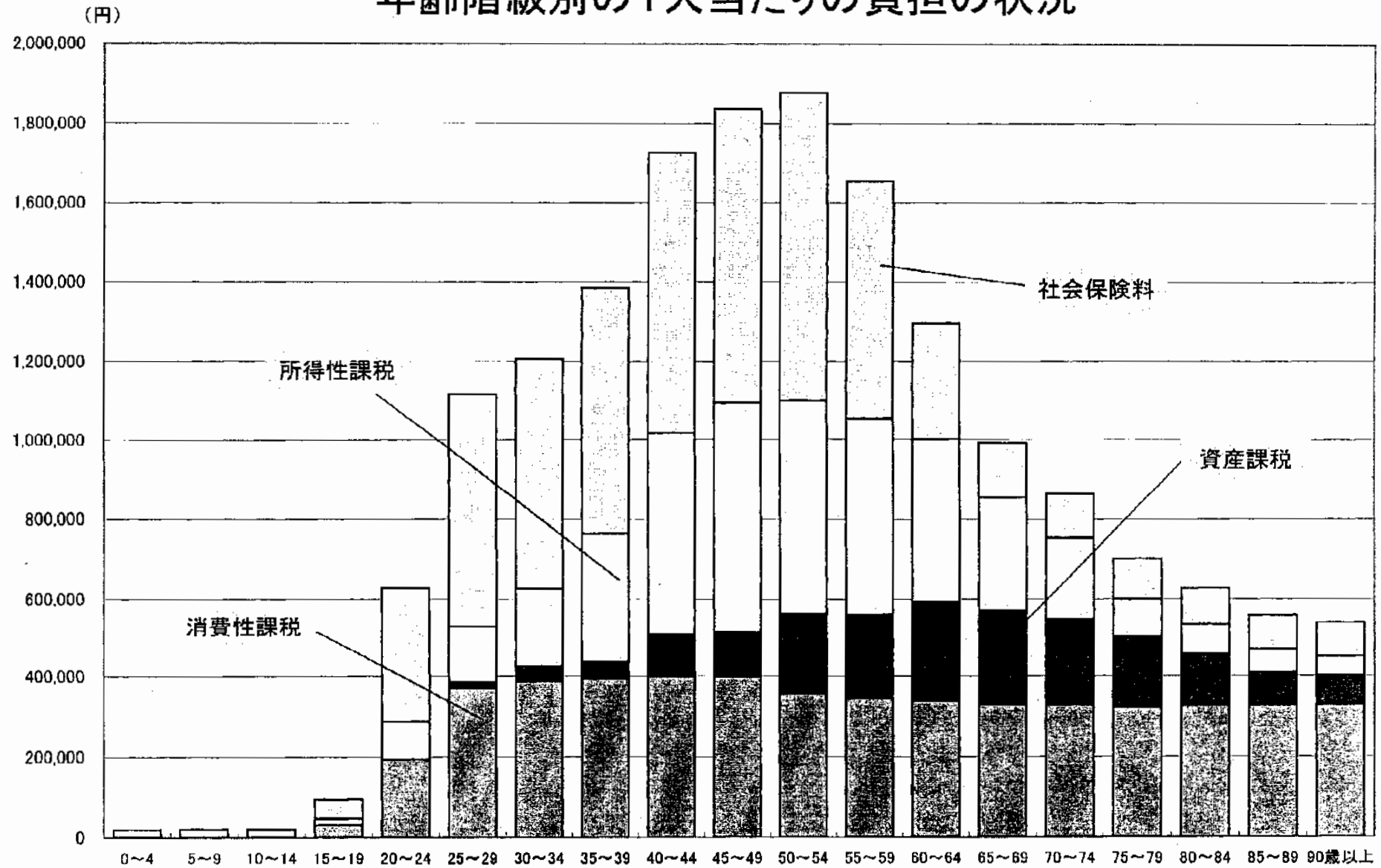
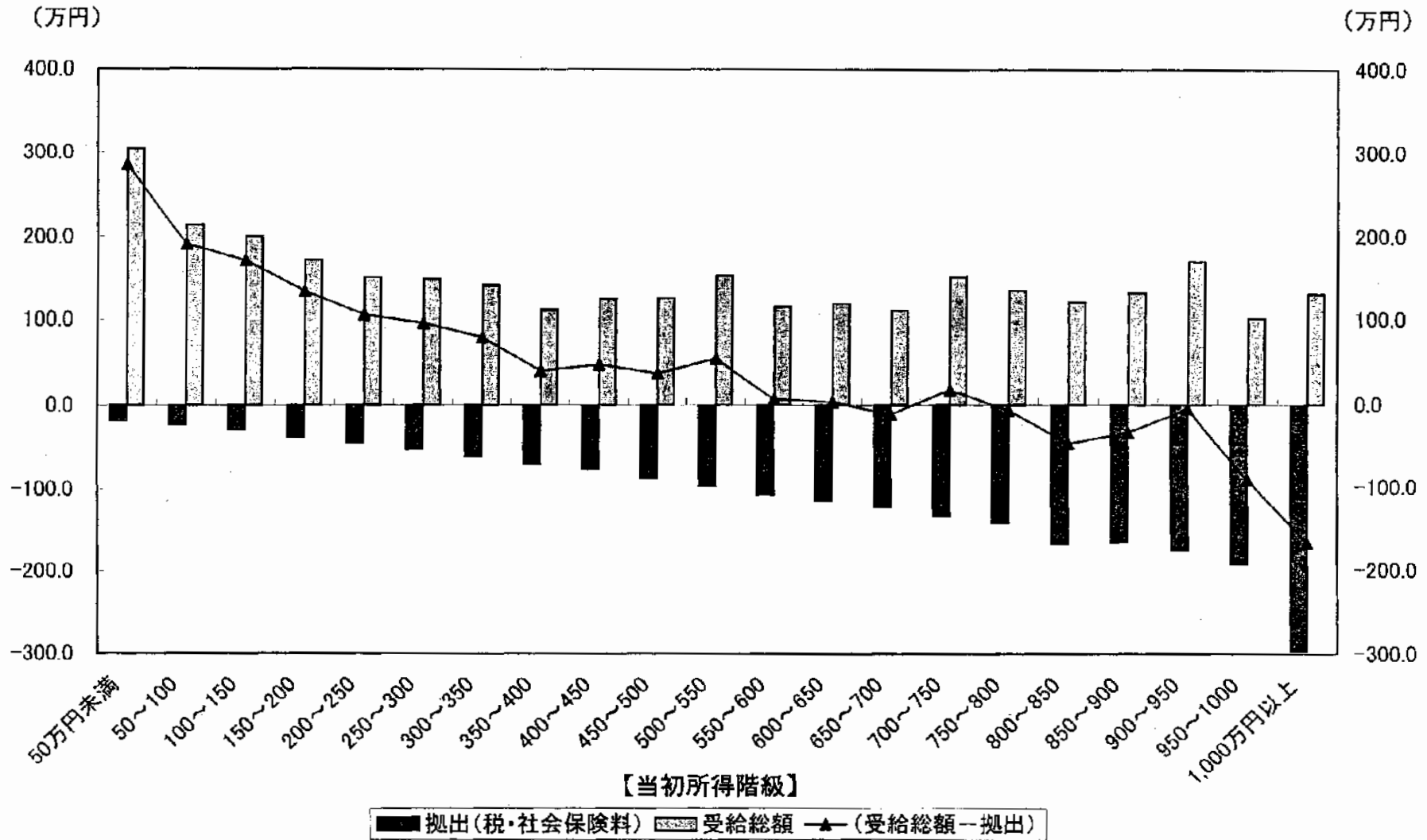


年齢階級別の1人当たりの負担の状況



(備考)「我が国における年齢階級別の受益と負担の状況に係る調査」((社)日本経済研究センター、財政制度等審議会(平成18年11月22日)資料)による。

所得階級別の受益と負担の状況（平成17年所得再分配調査）



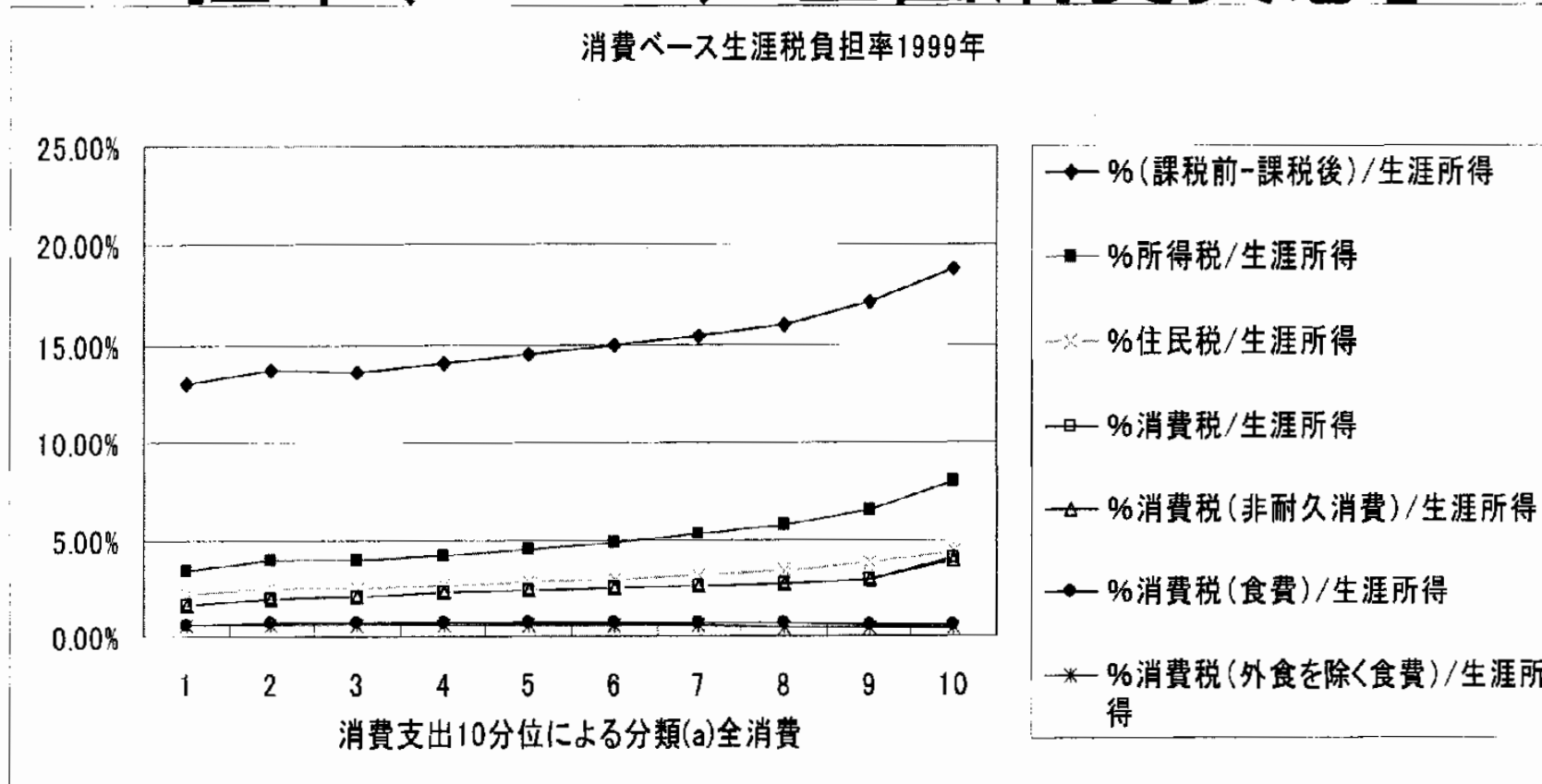
(注1) 受給は、年金その他の社会保障給付（医療、介護の現物給付についても推計し、計上）。

(注2) 税は、直接税のうち所得税、住民税、固定資産税（事業上のものを除く）及び自動車税・軽自動車税（事業上のものを除く）。

(注3) 社会保険料は、医療保険、年金保険及び介護保険等の各制度による保険料（事業主負担を除く）。

(出所) 厚生労働省「平成17年所得再分配調査報告書」

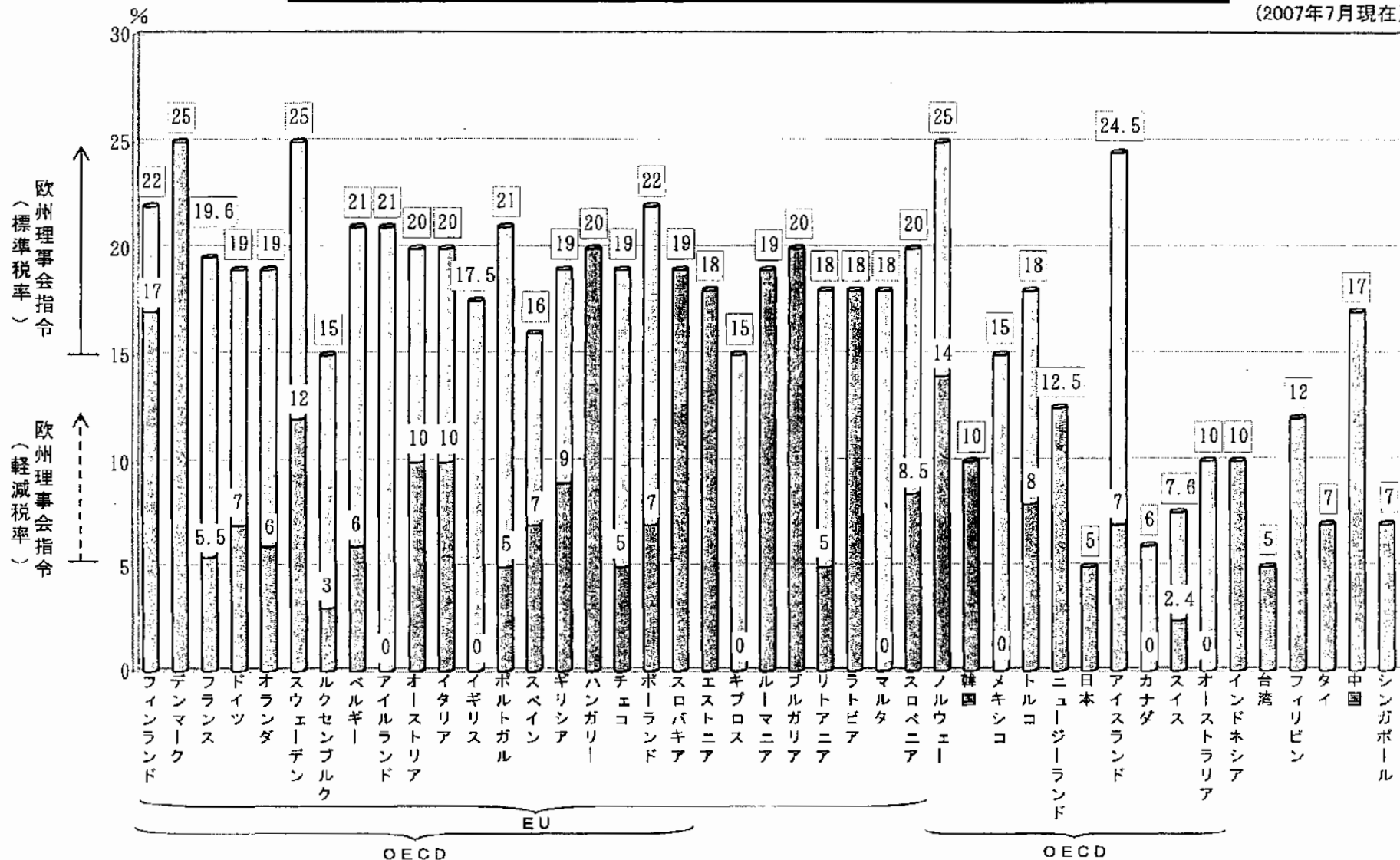
消費ベースの生涯所得階級別租税負担率(1999)「全国消費実態」



消費階級が各年齢階級で変化しないという仮定で作成した生涯所得(20歳代で第一分位であればすべての年齢階級別消費階級は第一分位に属するという仮定)この場合、消費税は逆進的にはならない

付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較(未定稿)

(2007年7月現在)



(備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で小売売上税等が課される。(例:オンタリオ州 8%)
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市 8.375%)
 4. 上記中、 が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の取扱いとなる場合がある。
 5. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

(出所) IBFD "European Taxation Database"、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

諸外国の付加価値税率(標準税率)(未定稿)

(2007年現在)

EU・OECD加盟国		ヨーロッパ		アジア・中東・大洋州		中南米		アフリカ		
	税率		税率		税率		税率		税率	
OECD	デンマーク	25.0	クロアチア	22.0	中国	17.0	ウルグアイ	23.0	タンザニア	20.0
	スウェーデン	25.0	アルバニア	20.0	イスラエル	15.5	アルゼンチン	21.0	モロッコ	20.0
	フィンランド	22.0	アルメニア	20.0	サモア	15.0	ペルー	19.0	カメルーン	19.25
	ポーランド	22.0	ウクライナ	20.0	スリランカ	15.0	チリ	19.0	ウガンダ	18.0
	ベルギー	21.0	ウズベキスタン	20.0	パキスタン	15.0	ブラジル	17.0	ガボン	18.0
	アイルランド	21.0	キルギス	20.0	バングラデシュ	15.0	ジャマイカ	16.5	ギニア	18.0
	ポルトガル	21.0	タジキスタン	20.0	ネパール	13.0	ガイアナ	16.0	コートジボワール	18.0
	オーストリア	20.0	モルドバ	20.0	インド	12.5	コロンビア	16.0	コンゴ	18.0
	ハンガリー	20.0	サンマリノ	20.0	パヌアツ	12.5	ドミニカ共和国	16.0	セネガル	18.0
	イタリア	20.0	モナコ	19.6	フィジー	12.5	アンティグア・バーブーダ	15.0	チャド	18.0
	フランス	19.6	アゼルバイジャン	18.0	フィリピン	12.0	ドミニカ	15.0	中央アフリカ	18.0
	チェコ	19.0	グルジア	18.0	インドネシア	10.0	トリニダード・トバゴ	15.0	チュニジア	18.0
	ドイツ	19.0	セルビア	18.0	カンボジア	10.0	ニカラグア	15.0	トーゴ	18.0
	ギリシャ	19.0	ベラルーシ	18.0	ベトナム	10.0	バルバドス	15.0	ニジェール	18.0
	オランダ	19.0	マケドニア	18.0	モンゴル	10.0	ベネズエラ	14.0	ブルキナファソ	18.0
	スロバキア	19.0	ロシア連邦	18.0	バプアニューギニア	10.0	エルサルバドル	13.0	ベナン	18.0
	イギリス	17.5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	17.0	レバノン	10.0	コスタリカ	13.0	マダガスカル	18.0
	スペイン	16.0	モンテネグロ	17.0	シンガポール	7.0	ボリビア	13.0	マリ	18.0
	ルクセンブルク	15.0	トルクメニスタン	15.0	タイ	7.0	エクアドル	12.0	ルワンダ	18.0
	ブルガリア	20.0	カザフスタン	14.0	台湾	5.0	グアテマラ	12.0	ザンビア	17.5
スロベニア	20.0	リヒテンシュタイン	7.6			ホンジュラス	12.0	マラウイ	17.5	
ルーマニア	19.0					スリナム	10.0	アルジェリア	17.0	
エストニア	18.0					グレナダ	10.0	モザンビーク	17.0	
ラトビア	18.0					ハイチ	10.0	ケニア	16.0	
リトアニア	18.0					パラグアイ	10.0	エチオピア	15.0	
マルタ	18.0					ベリーズ	10.0	カーボヴェルデ	15.0	
キプロス	15.0					パナマ	5.0	ギニアビサウ	15.0	
ノルウェー	25.0							ジンバブエ	15.0	
アイスランド	24.5							赤道ギニア	15.0	
トルコ	18.0							ナミビア	15.0	
メキシコ	15.0							モーリシャス	15.0	
ニュージーランド	12.5							南アフリカ	14.0	
オーストラリア	10.0							モーリタニア	14.0	
韓国	10.0							レソト	14.0	
スイス	7.6							ガーナ	12.5	
カナダ	6.0							セーシェル	12.0	
日本	5.0							エジプト	10.0	
								コモロ	10.0	
								スーダン	10.0	
								ボツワナ	10.0	
								ナイジェリア	5.0	

国連加盟国(192か国)及び台湾のうち、
146の国・地域で付加価値税を導入。
このうち、日本と同じ5%以下の税率の国は、日本以外に3か国。

(注1) IBFD、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等に基づき、国又は地方において付加価値税を導入していることが確認できた国について記載している。

(注2) 財及びサービスで税率が異なる場合には、財に対して適用される税率を記載している。

(注3) 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。

(注4) インドでは、一部の州で付加価値税が課されている。

(注5) アメリカでは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例: ニューヨーク市8.375%)

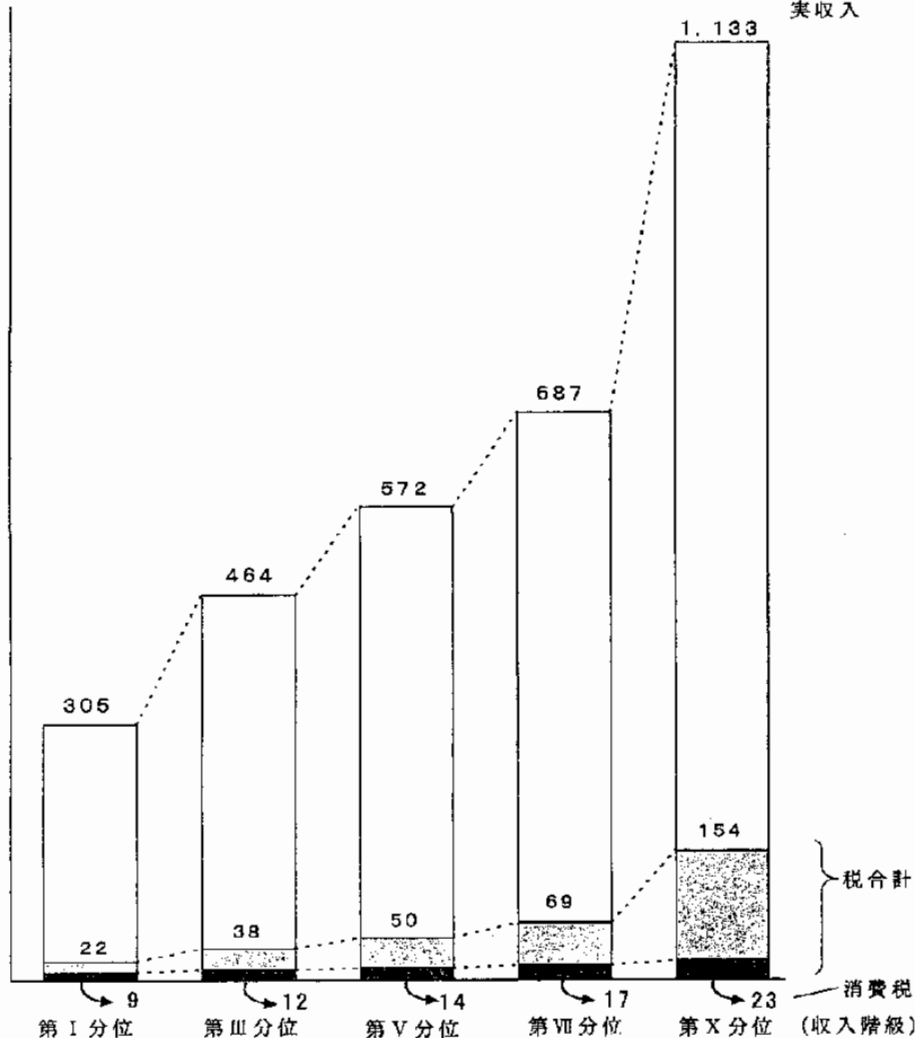
(注6) 一部の国は2007年7月現在で税率を把握している。

収入階級別の実収入に対する税負担(平成16年分)

○ 実収入に対する税負担額(1年当たり)

(単位:万円)

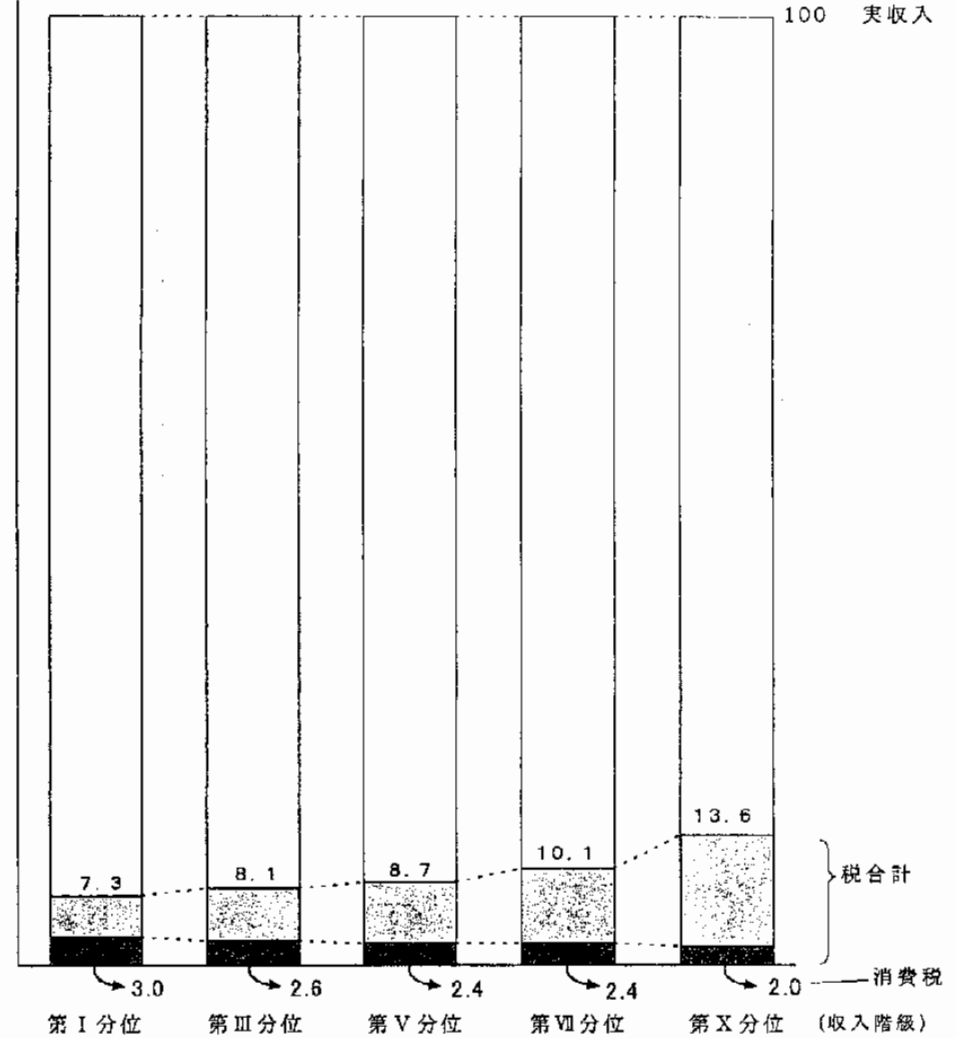
実収入



○ 実収入に対する税負担率

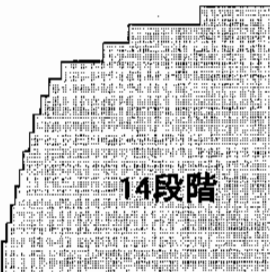
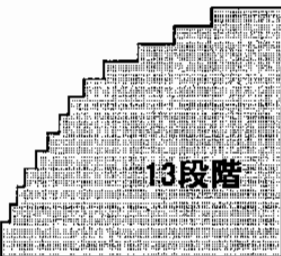
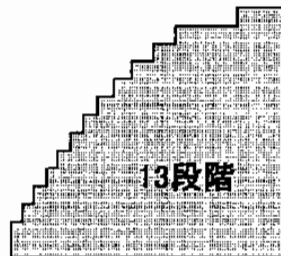
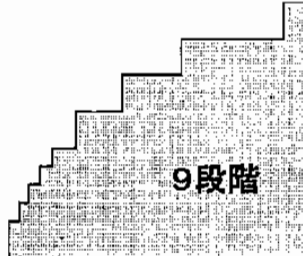

(単位:%)

100 実収入



(備考)総務省統計局「家計調査(勤労者世帯)」(平成16年)を基に推計。

最近における相続税の主な改正

区 分	昭和63年12月改正前 (昭和50年1月1日以降適用)	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税率構造 (イメージ図)	<p>5億円超 (最高税率 75%)</p>  <p>14段階</p>	<p>5億円超 (最高税率 70%)</p>  <p>13段階</p>	<p>10億円超 (最高税率 70%)</p>  <p>13段階</p>	<p>20億円超 (最高税率 70%)</p>  <p>9段階</p>	<p>3億円超 (最高税率 50%)</p>  <p>6段階</p>
基礎控除等	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3,600万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (7,200万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (8,600万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (9,000万円)	同 左 { 相続時精算課税 制度の創設 }
小規模宅地等の課税の特例 (減額割合)	制度創設:昭和58年 事業用 40% 居住用 30%	事業用 60% 居住用 50%	事業用 70% 居住用 60%	特定事業用等 } 80% 特定居住用等 } 上記以外 50%	同 左
年 分	昭和62年	平成3年	平成5年	平成14年	平成17年
課税割合	7.9 %	6.8 %	6.0 %	4.5 %	4.2 %
負担割合	17.4 %	22.2 %	16.6 %	12.1 %	11.3 %

(注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が4人(例:配偶者+子3人)の場合の額である。

(注2) 課税割合は、課税件数/死亡者数であり、負担割合は、納付税額/合計課税価格である。

(注3) 合計課税価格とは、小規模宅地の特例による減額等を行った後、基礎控除を差し引く前の課税対象財産の価格である。

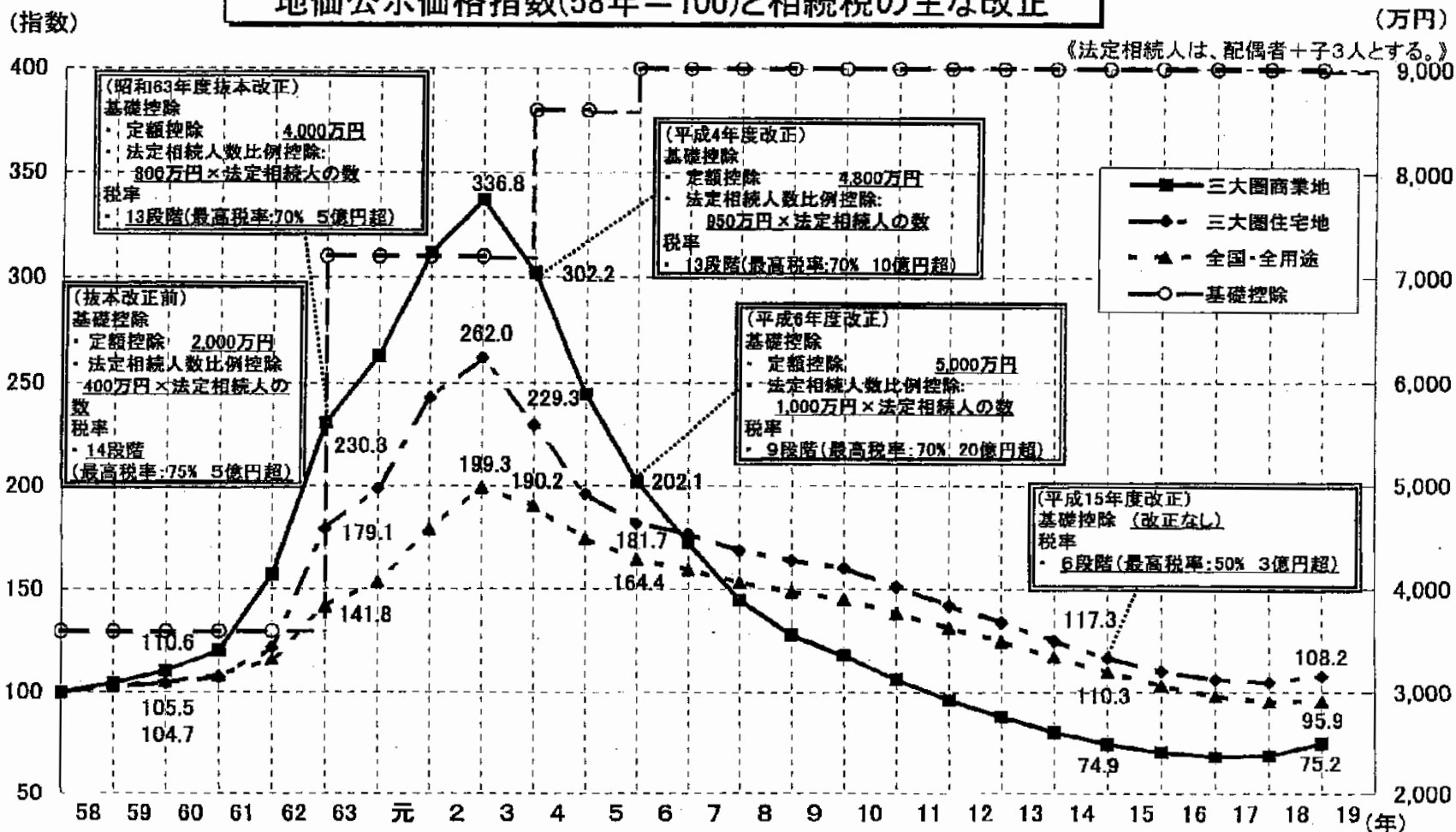
(注4) 小規模宅地等の課税の特例の「同左」は、平成13月1日以降適用。

相続税の課税状況の推移

区分 年分	死亡者数・課税件数等				合計課税価格		相続税額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	課税割合 (b)/(a)	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額 (c)	被相続人 1人当たり 金額	納付税額 (d)	被相続人 1人当たり 金額	負担率 (d)/(c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和58	740,038	39,534	5.3	4.08	50,021	12,652.7	7,153	1,809.3	14.3
59	740,247	43,012	5.8	4.05	54,287	12,621.4	7,769	1,806.2	14.3
60	752,283	48,111	6.4	4.03	62,463	12,983.1	9,261	1,925.0	14.8
61	750,620	51,847	6.9	3.99	67,637	13,045.6	10,443	2,014.2	15.4
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	28,157.3	16,876	3,326.5	12.7
12	961,653	48,463	5.0	3.55	123,409	25,464.7	15,213	3,139.0	12.3
13	970,331	46,012	4.7	3.52	117,035	25,435.7	14,771	3,210.2	12.6
14	982,379	44,370	4.5	3.46	106,397	23,979.4	12,863	2,899.0	12.1
15	1,014,951	44,438	4.4	3.40	103,582	23,309.4	11,263	2,534.6	10.9
16	1,028,602	43,488	4.2	3.35	98,618	22,677.0	10,651	2,449.1	10.8
17	1,083,796	45,152	4.2	3.33	101,953	22,579.9	11,567	2,561.8	11.3

- (備考) 1. “死亡者数(a)”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。
 2. “課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。
 3. “合計課税価格(c)”及び“納付税額(d)”には更正・決定分を含む。また、“納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。
 4. 下線のある年分は、基礎控除又は税率構造について改正があった年分である。

地価公示価格指数(58年=100)と相続税の主な改正

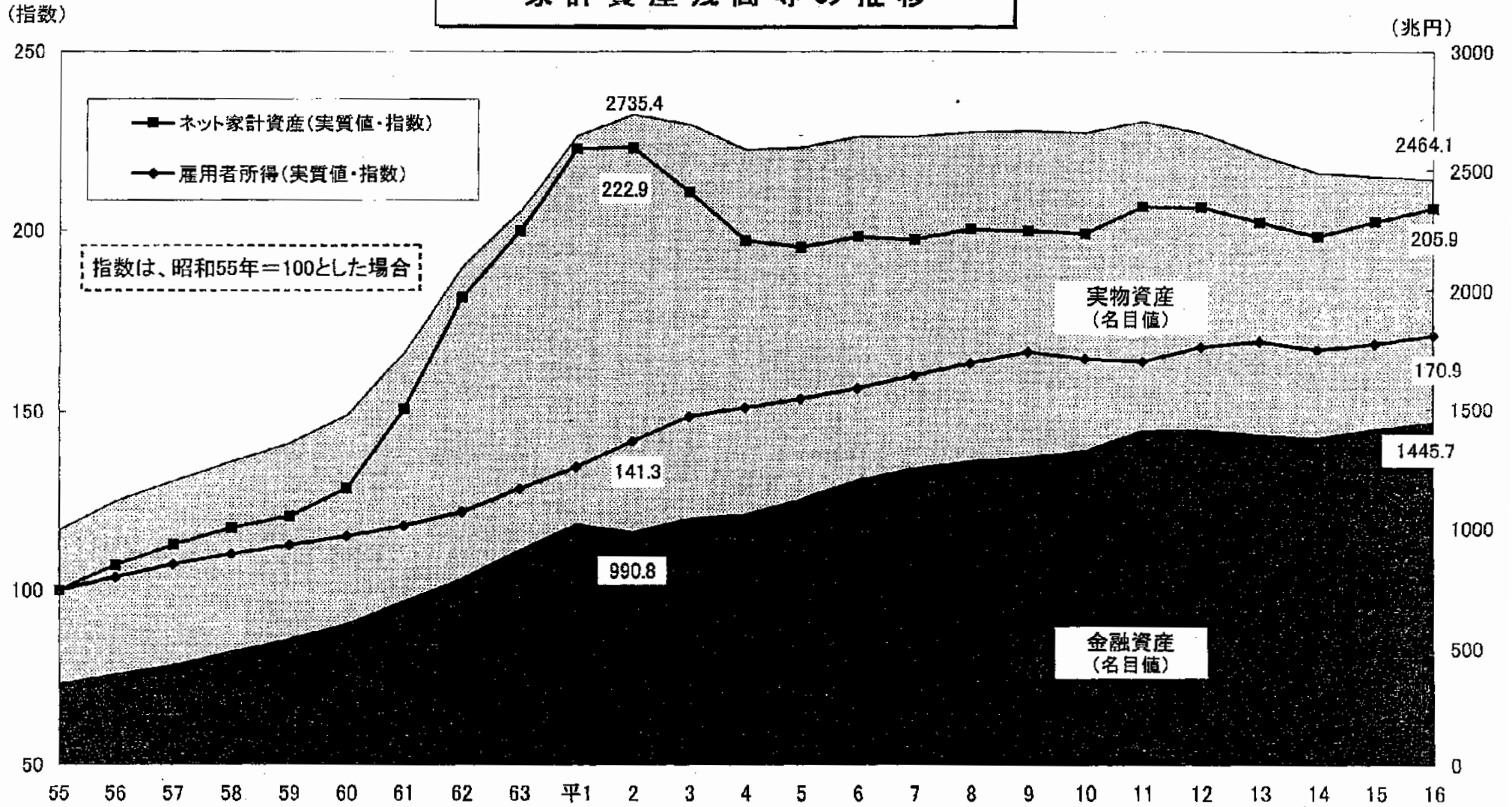


小規模宅地等の特例

特定事業用宅地等	減額割合	40%	60%	70%	80%	
	対象面積	200㎡				330㎡ 400㎡
特定居住用宅地等	減額割合	30%	50%	60%	80%	
	対象面積	200㎡				240㎡
上記以外の小規模宅地等	減額割合	事業	40%	60%	70%	50%
		居住	30%	50%	60%	
	対象面積	200㎡				

(注) 「特定事業用宅地等」又は「特定居住用宅地等」とは、申告期限(相続開始後10ヶ月)まで事業又は居住を継続する宅地等をいう。

家計資産残高等の推移



(注)「実物資産」とは、純固定資産(住宅等)、再生産不可能有形資産(土地等)等、金融資産以外の資産の合計をいう。
 「ネット家計資産」とは、家計(個人企業を含む)の期末資産から負債を差し引いたものをいう。

(資料)「国民経済計算年報」(93SNA)による。「ネット家計資産」・「雇用者所得」は、平成7年基準のデフレーターで実質化。

貯蓄と負債現在高の差額階級別の世帯数分布等の推移(2人以上の世帯)

○ 高齢者世帯の貯蓄－負債の平均額は、全世帯の平均額の2倍以上

全世帯

	貯蓄－負債現在高階級別の構成比(%)			平均額 (万円)	中位数 (万円)	日経平均株価 (円)
	～1,500万円	～2,000万円	2,000万円～			
元年	84.3	15.7		681	410	34,059
6年	77.5	6.3	16.3	847	560	19,936
11年	73.7	6.8	19.5	895	600	16,823
16年	72.0	6.5	21.5	950	605	11,179

世帯主の年齢が70歳以上の世帯

	貯蓄－負債現在高階級別の構成比(%)			平均額 (万円)	中位数 (万円)	日経平均株価 (円)
	～1,500万円	～2,000万円	2,000万円～			
元年	70.2	29.8		1,580	840	34,059
6年	58.3	9.9	31.8	1,840	1,245	19,936
11年	53.9	10.3	35.8	2,052	1,383	16,823
16年	54.2	9.6	36.2	2,026	1,380	11,179

6年 ↓ 16年	▲ 4.1	▲ 0.3	4.4
----------------	-------	-------	-----

(備考) 「全国消費実態調査」より作成。日経平均株価は、「東証統計月報」又は「証券統計年報」による。